

相続で起こるトラブル 「種類株」を活用して防ぐ

相続税率が最高50%と高い日本では、節税対策なしの事業承継は考えにくい。株式相続時の節税法は、単純に考えれば評価額を下げるか、持ち株を減らすかの2つ。

株価を下げるのは難しいので、おのずと親せきや第三者に株を買い取ってもらい、持ち株数を減らすことになる。

このため代替わりを繰り返すと、自社株がファミリーの手から離れていき、経営者や後継者の経営権（経営に対する支配力や影響力）が低下してしまう。

経営権の低下がトラブル招く種類株を使い、経営権を維持

経営権が低下しても株主との関係が良好なら問題ないが、ひとたび関係が悪化すれば、株主が態度をひょう変させ、好き勝手に会社の経営に口を出してくるかもしれない。

そうになると、株主対策にエネ

ルギーが割かれ、肝心の経営がおろそかになってしまう。実際、ファミリー企業では、株主と経営者の経営権を巡る争いが絶えない。

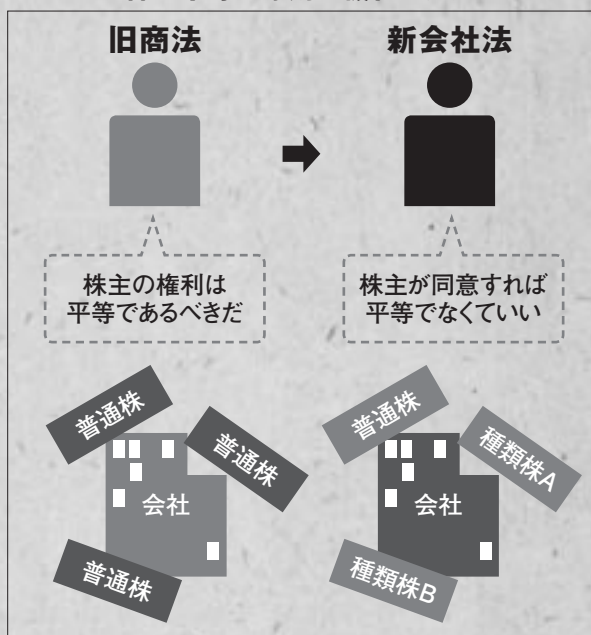
だが、こうしたファミリー企業の悩みは、新会社法の施行で種類株が実質的に使えるようになったことにより、かなり解消できるとみられている。

種類株とは、普通株とは権利内容が異なる株式のこと。商法では従来、「一つの会社における株主の権利は平等」というのが原則だった。

それが2001年の商法改正により、株主総会の特別決議で議決権の3分の2以上が同意すれば、種類株を導入できるようになった。

左ページ表のように、現在9つの種類株が認められている。「議決権制限+取得条項付き」のように組み合わせも可能だ。種類株の課税評価があいまいだ

株主平等の原則が緩和された



大量の自社株を一族で保有するファミリー企業にとって、相続に伴う株式分散は頭の痛い問題だ。経営者の支配力が低下すれば、様々なトラブルの原因になる。新会社法で可能になった「種類株」は、その有力な解決策だ。

取材・文◎北方雅人

ったことなどからこれまで導入企業は少なかったが、06年5月に種類株の細則を定めた会社法が施行され、課税評価方法もほぼ固まったことから、今後は普及が進むと見られている。

議決権制限株で

経営権と財産権を分離

種類株の最大の特徴は株主の二つの権利、「経営権」と「財産権」を分離できること。

例えば、株主総会での決議への参加を制限する「議決権制限株」。この株を発行して第三者に譲渡すれば、その株主は株そのものの資産価値は保たれ、配当を受ける権利もあるが、経営に口を出すことを制限される。

議決権制限株は、経営権を低下させたくないファミリー企業にとって重要な種類株だ。

「これからファミリー企業が第三者に株を譲渡するときには、議決権制限株にすることが当たり前になるはず」と、種類株に詳しい坪多晶子税理士は予想する。

議決権制限株をはじめとする種類株を活用して、経営権と財産権をうまく分ければ、跡目争いや非ファミリーとの対立、後継者の暴走など、事業承継にまつわるトラブルの防止に有効なのだ。

事業承継に詳しいASGMマネ

ジメント（東京都港区）の浜村浩幸社長は、「誰がどのような形で経営権を持ち、そのために財産権をどう分配するか。今後、ファミリー企業には種類株を使った戦略づくりが不可欠になる」と強調する。

種類株は中小企業向き 分散株の再集中も可能

上場企業では、種類株の発行にいろいろな制約が設けられており、種類株はファミリー企業が大多数を占める中小企業向きと言える。

例えば、中小企業（株式が自由に譲渡できないように、定款で譲渡制限が付いている場合）には、議決権制限株の発行限度が設けられていない。一方、上場企業では、発行済み株数の2分の1が上限だ。

種類株は、株式分散前に利用すればとても効果的なので、できるだけ早いうちから検討、導入したい。

既に株式が分散してしまい、株主対策に苦労している中小企業はどうすればいいのか。心配には及ばない。新会社法で新設された「相続人に対する売渡請求」という制度を利用すれば、株式を再集中できる。

次ページからは、この売渡請求、そして種類株の具体的な使い方を解説しよう。

種類株は9つある

議決権制限株	株主総会の決議に参加できない、または決議できる事項が限られている
譲渡制限株	株式の譲渡に会社の承認が必要になる
配当優先株	普通株式より配当を優先する
残余財産分配優先株	会社解散時などに、残余財産の分配額を普通株式より優先する
取得請求権付き株	株主が会社に対して、株式の取得を要請できる
取得条項付き株	あらかじめ定めた事項が生じたとき、会社が株主から強制的に株式を買い戻せる
全部取得条項付き株	2種類以上の種類株式を発行している場合に、会社がそのうち1種類の株式全部を株主総会の特別決議によって取得できる
拒否権付き株（黄金株）	株主総会の一定の決議に対し、拒否権を持つ
取締役・監査役の選解任権付き株	種類株を持つ人で構成する「種類株主総会」で取締役・監査役を選任解任できる

●種類株以外の重要用語

金庫株 会社が買い取る自社株のこと

相続人に対する売渡請求 株主に相続が発生すると、強制的に株を買い戻せる制度

Q

過去の数度の相続に伴い、
自社株がファミリー外に大量に分散してしまった。
経営権を高めるため株式を再び集めたいが、
何人かの株主からは
「手放したくない」と断られた。
あきらめるしかないのか？

A

分散した株式を集中させるには、経営者個人が会社
が、自社株を買い
集める方法がある。株主と交渉
して株を売り渡してもらおうの
だ。ただし、譲渡を拒否された
り、譲渡価格で折り合いがつか
ないことも少なくない。

そこで、新会社法で新設され
た「**相続人に対する売渡請求**」
を利用すれば、年月がかかっ
ても確実に買い集められる。株主
に相続が発生するたびに、会社
が強制的に買い取れる仕組み
だ。ただし、「相続により株式
を取得した者に対して、会社が
その株式の売り渡しを請求でき
る」と、定款を変更しておく必
要がある。

買い取り申し出の期限は、株
主が相続したことを会社が知っ
てから1年以内と決められてい
る。実際には株式の名義書き換
え請求が会社に来たときから1
年以内と考えればいいだろう。
売渡価格はまず会社と株主が
協議する決まりになっている

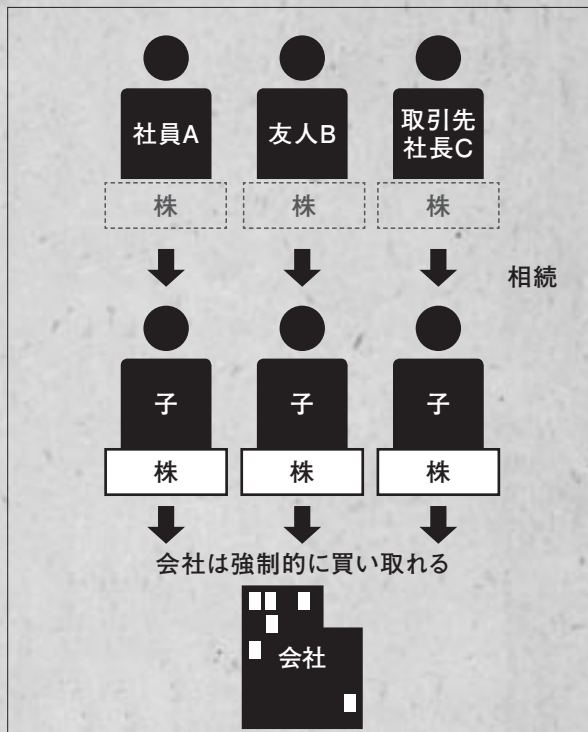
が、交渉がまとまらなかった場
合はどうするか。買い取り申し
出の日から20日以内に裁判所
に申し立てれば、会社の資産状
態などを勘案した上で、売渡価
格が決定される。

この制度の欠点は、株主の相
続を待たなければならないので
買い集めに長い年月がかかるこ
と。既に過半数の株式が第三者
に渡って経営権が弱い弱な場合
は、買い集めるまでの間に経営
権を巡る争いが起きないように
対策を立てることが大切だ。

具体的には、まず**黄金株**（拒
否権付き株式）を1株発行し、
それを経営者が持つておくこと
が安心。黄金株を持つていれば、代
表取締役の解任など、あらかじ
め定款で定めておいた決議事項
を拒否できるからだ。

注意したいのは、経営者が死
亡し、後継者が相続した場合に
も、他の株主から売渡請求が起
こされる可能性があること。株
を持つ役員による会社の乗っ取
りに発展する危険性もゼロでは
ないので用心しよう。

「相続人に対する売渡請求」を使い、株式を集中させる



Q

現在、2人の息子が役員を務めている。後継者は長男にと考えているが、次男も社長のポストを狙っているようだ。私に万が一のことがあったら兄弟で跡目争いをするのではないかと心配でならない。

A

長男に経営権を集中させるには、長男に株式を相続し、株式以外の財

産を次男に相続するというのが分かりやすい方法だが、土地などの資産を十分に持つていないければこの方法は難しい。そんな時こそ、種類株の出番。議決権制限株をうまく使えば、跡目争いを抑止できる。

まず、株主総会の特別決議で3分の2以上の同意を得て、普通株と同じ株数の議決権制限株を発行する。これを経営者を含む全株主に無償で割り当てる。

議決権制限株の発行にはいろいろなやり方があるが、全株主に平等に発行する方法なら株主の同意を得られやすいだろう。

そして、相続時には経営者が所有する株のうち、普通株を後継者である長男に、議決権制限株を非後継者の次男に相続する。

こうすれば、長男は経営権を握り、次男は長男と同数の株を

所有するが、経営には口出ししにくくなる。

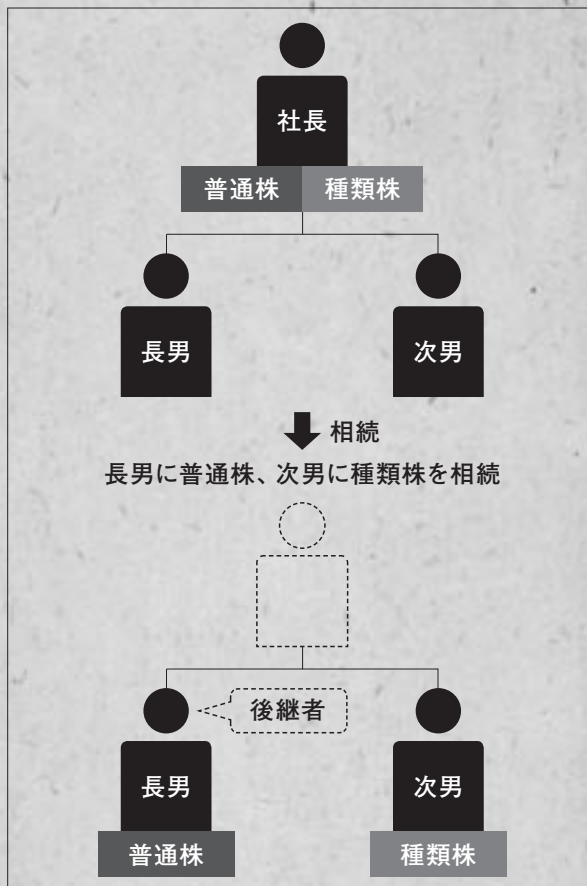
制限したい議決権の内容は、株を発行するときに定款に定めておく。一部の決議事項に絞ってもいいが、割り切って、すべての決議に議決権を持たせない方が、兄弟の関係もすっきりするのではないか。

兄弟間のトラブルをできるだけ減らすためには、次男の不公平感を和らげることが大切だ。「経営に口出しできないのに、兄と同じように相続税を払うのでは割が合わない」と不満に思われると損だ。

そこで、次男が相続する議決権制限株に、普通株より優先的に配当が得られる**配当優先株**も組み合わせるといった方法で、次男の納得感を高めるといいだろう。

米国企業の役員のように、配当額を会社の利益と連動させることも一つの手だろう。業績を伸ばすほど受け取る配当額が増えるので、次男のモチベーション向上につながる。

議決権制限株を非後継者に相続する



Q

試しに相続税を計算したら
とても息子に払える金額では
ないことが分かった。
「従業員持株会を作ると税負担を軽減できる」と
知人から聞いたが
具体的にどうすればいいのか？

A

相続時に株式がファミリー以外に分散する場合は、できるだけ信頼できる人に持たせたいもの。その点、社外の第三者に買ってもらったり、従業員持株会をつくり、従業員に自社株を持ってもらう方が安心だろう。

従業員持株会を運営する上でも、種類株は活用できる。**議決権制限株と配当優先株**を組み合わせるのが、基本形だ。

従業員に買い取ってもらう株に議決権制限を付ければ、株主としての従業員の発言権を抑えられる。従業員とはいえ、労使関係が悪化したら株主としての発言権を主張して、ファミリーの経営権を揺るがす事態になるかもしれない。議決権制限でそれを防止するわけだ。

議決権を制限する代わりとして、普通株より優先的に配当が得られる配当優先株を組み合わせる。これで従業員の納得も得やすい。

この基本形に、**取締役選任権**

付きの種類株を組み合わせても面白い。取締役の選任は本来、株主総会で決議されるが、新会社法では、一部の種類株主だけで選任することが可能だ。

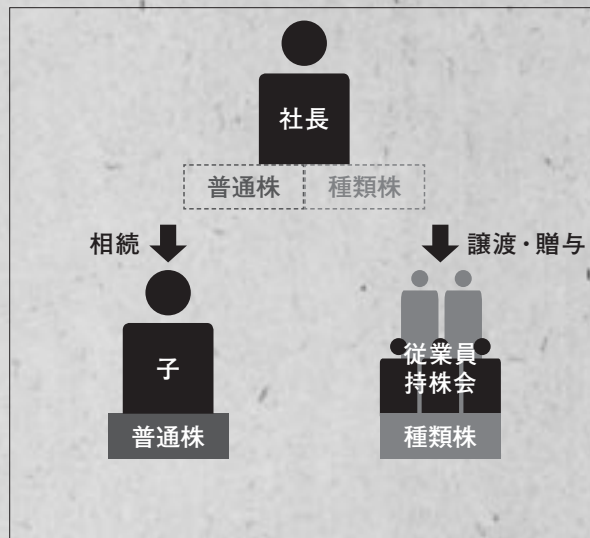
例えば、「A種類株を構成員とする種類株主総会で取締役を2人、B種類株を構成員とする種類株主総会で取締役を1人選任する」といったことを定款に定められる。

この種類株を利用して、従業員持株会から取締役を1人選任できる権利を持たせる。そうすれば、従業員代表の取締役を送り出せるので従業員のモチベーション向上にもつながる。

従業員持株会から1人の取締役を選任されても、経営者側から2人以上の取締役を選任するようにしていれば、会社経営には支障が出ない。

また、従業員が退職した場合、速やかに会社が株を買い取るために、「退職時には会社が従業員から強制的に買い取れる」と定款に定めた**取得条項**を、あらかじめ付けてもいい。

節税に従業員持株会を活用する



Q

自社株の生前贈与を計画している。ただ、息子が経営権を握ることで、私の意見を聞かずに無茶な行動に出ないかと心配だ。株式贈与後も私が経営権を維持する方法はないか。

A

株式の相続税の評価方法は次の3種類がある（非上場会社の大株主の場合）。

業種が似ている上場企業の株式評価額を基に計算する「類似業種比準評価額」、負債などを除いた正味の財産額から計算する「純資産評価額」、そしてこの2つを併用する「折衷方式」だ。

従業員数など企業規模によってどの方式が適用されるかが決まる。

いずれの方法でも、相続税を軽減する鉄則は、会社の内部留保や収益が増えすぎないうちに、後継者に株式を生前贈与することだ。売り上げに大きく貢献しそうな新製品の投入や、大規模な設備投資を計画しているなら、これらの効果が数字に現れるまでに、持ち株の生前贈与を検討しておくといい。

さて、息子に大量の株を生前贈与すると、経営権も息子に移る。息子がまだ未熟なのに相続税の評価額が低いタイミングだ

けをとらえて生前贈与してしまうと不安が残る。

息子が経営権を握った途端、経営者である父を解任したり、古参幹部の首を切って自分の取り巻きで役員を固めるといった暴走も起こりかねない。

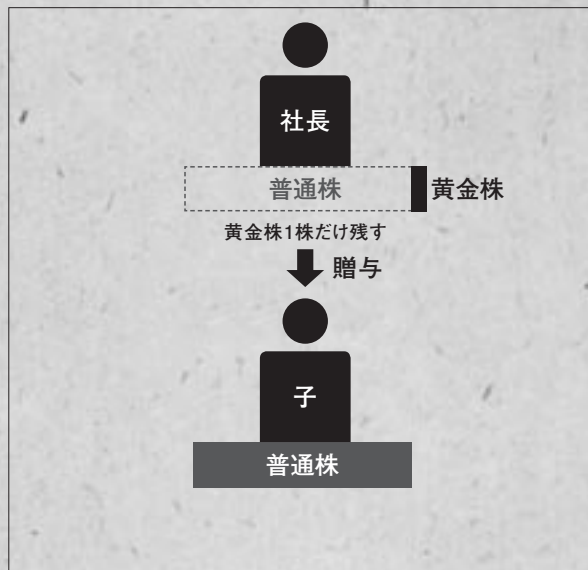
これを防ぐには、**黄金株**を1株発行して経営者が保有するといい。あらかじめ定款に定めた内容について、息子の経営判断に「待った」をかけることができるからだ。

ただ、黄金株はあくまで拒否する権利であり、こちらから主体的に何かを決められるわけではない。

そのため、拒否権を発動しても、息子が考えを改めなければ、会社は機能不全（デッドロック）に陥る。最悪の場合は、裁判を申し立て、裁判所の判断を仰ぐことになる。

こうなった場合、大株主である息子の意見が採用されることになる可能性が高い。黄金株といっても万能というわけではないのだ。

黄金株だけ残し、生前贈与



Q

大学を卒業したばかりの息子が社内にいる。現段階では経営者の器に程遠い。私に万一のことがあったら、息子にはとても社長業は務まらず、社内は混乱するだろう。リスクを回避する妙案はないか。

A

能力のない息子に社長の座を譲るのは、ファミリー企業が傾く典型的なパターンの一つだ。

ゆくゆくは継がせるとしても、本人が社長にふさわしい力を付けるまでの間、ファミリー以外の有能な人材に任せる方法もある。

質問のケースの場合、経営者が急死すれば、株式を相続した息子が経営権を持つ。

仮に、経営者が前もって社内で非ファミリーの人物を後継者に指名したとしても、息子の手で新社長が解任されたいとも限らない。そうした未熟な息子の暴走を防ぐためにも、種類株は使える。

まず、経営者の持ち株の一部を、①社長解任を拒否できる**黄金株**+②息子に経営者の能力が備わった時点で株を買い戻せる**取得条項付き株**(例えば、5年後以降に会社が買い取れるなど)——を組み合わせた種類株に変更しておく。

いざというときには、この黄金株を非ファミリーの社長候補に渡す。前もって普通株を息子に、黄金株を非ファミリーの新社長に渡すことを記した遺言状を用意しておけば安心だろう。

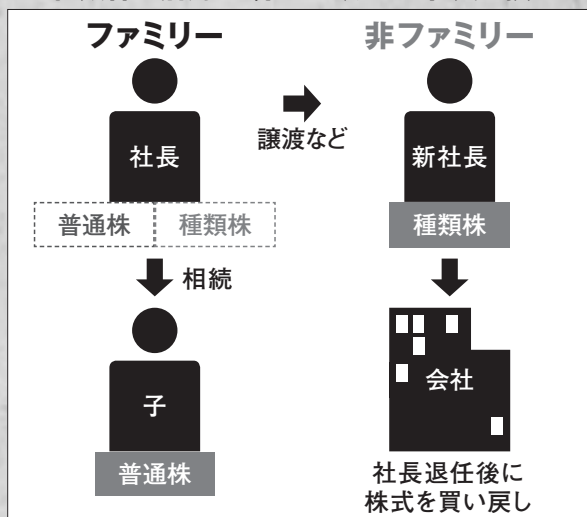
非ファミリーの人が黄金株を持つため、強い発言権を得ることになる。ただし、取得条項付きなので、いずれ黄金株は息子の手に渡る。

中継ぎの新社長の志気を上げたいと考えるなら、会社の利益に連動する**配当優先株**も組み合わせる。業績を伸ばすほど配当額が増えるため、新社長も存分に力を発揮してくれるはずだ。

後継者と非後継者、ファミリーと非ファミリー、それぞれにどんな役回りをさせたいか——。複数の種類株を上手に組み合わせれば、そうしたことまでコントロールできる。

ファミリーの後継者の能力を冷静に見定めながら、種類株による円滑な事業承継プランを考えよう。

種類株を活用し、非ファミリーの社長を挟む



Q

設備投資資金の一部を取引先からの出資で調達したいと考えている。ただ、以前に一度断られており、今回も厳しいかもしれない。何とか出資してもらおう手立てはないものか。

A

長年会社を運営していれば、「うちの株を持つてくれないか」と、取引先から頼まれた経験は一度はあるだろう。

だが、中小企業に出資しても定期的に株主配当をしてくれるとは限らないし、譲渡制限が付いているので自由に売却もできない。できれば、出資は断りたいというのが本音だろう。

質問者の問いはもっともな話だが、種類株を活用すれば資金調達がしやすくなる。種類株を資金調達に利用するには、次の3つを組み合わせるという。

一つは、**配当優先株**。出資者が、普通株より優先的に配当が得られるようにする。

二つ目は、**取得請求権付き株**。出資者が株を売却したいときに会社に買い取らせることができる。出資者と相談し、「3年目以降、株主は自由に会社に対して買い取りを請求できる」などと、定款に定めておくという。

こうすれば、出資者が資金が必要になったときに、株を現金化できるので安心してもらえる。

三つ目は、**議決権制限株**だ。万が一、出資者との人間関係がこじれた時のことを考えて、ファミリーが経営

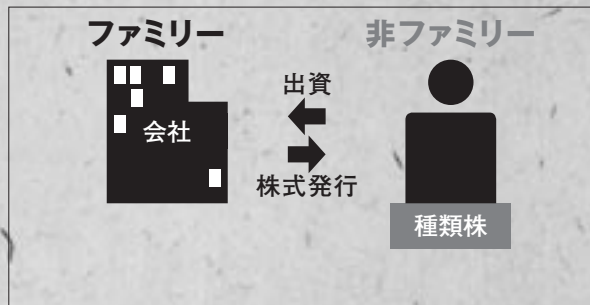
権を維持するために欠かせない。

これら三つの種類株を組み合わせて、出資者の納得も得られやすいはずだ。

ただし、議決権制限株については例外もある。多額の出資を頼む場合には、出資者が経営を監視する権利を持ちたいと希望するかもしれない。

このケースでは議決権制限を付けないか、**黄金株**を1株発行して出資者に持たせるといいだろう。

円滑に資金調達でき、株式分散も防止



種類株など“新会社法”のことがよく分かる本



『Q&A会社法対応 事業承継対策100のポイント』

ASG税理士法人
新日本法規4620円(税込み)
前半は「経営権の承継」、後半は「財産権の承継」にスポットを当てて、事業承継に関する様々なアドバイスを紹介している



『中小企業のための種類株式 完全活用マニュアル』

坪多晶子・江口正夫共著
ぎょうせい 2800円(税込み)
分かりやすい解説に定評がある坪多税理士と江口弁護士が、種類株のイロハから事業承継への応用まで丁寧に紹介